別記様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

東広島市長　様

申請者　住　所

氏　名

事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| １.設備区分 |  |
| □太陽光発電設備(家庭用) | □太陽光発電設備(事業所用) |
| □蓄電池設備(事業所用) | □高効率空調設備(事業所用) |
| □高効率照明設備(事業所用) |  |
|  |
| ２.設置場所 |  |
| □住宅(新築・既築)　□事業所（事業所名　　　　　　　　　　　　　　　）住所：東広島市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |
| ３.設備内容 |  |  |
| 設備区分 | メーカー名・型式等 | 出力・容量等 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| ※設備区分、型式等が複数ある場合は、製品ごとに設備内容を記載すること。※太陽光発電設備の場合は、設置するメーカー・型式すべてを記載し、出力・容量等には公称最大出力の合計若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値を記載すること。 |
|  |
| ４.着工予定日等 |
| 着工 | 年 | 月 | 日 | ／ | 完了 | 年 | 月 | 日 |
|  |
| ５.補助対象事業費・補助金申請額 |
| 設備区分 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|  |  | 円 | a |  | 円 |
|  |  | 円 | b |  | 円 |
|  |  | 円 | c |  | 円 |
|  |  | 円 | d |  | 円 |
|  |  |  |
| 補助金申請額(a～dの合計) |  | 円(千円未満切捨て) |
| ※補助の対象となる経費は、設備の設置に係る本工事費、附帯工事費その他の太陽光発電設備の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費とする。※補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。※補助金額のうち、１千円未満の端数は切り捨てとする。【太陽光発電設備(住宅・事業所用)】補助対象経費の1/3と5万円/kW(一部人口減少区域に設置する住宅用太陽光発電設備については7万円/kWとする)×（出力容量の合計若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値）のいずれか低い金額とすること。※事業所用については、上限額を100万円とする。補助対象経費　×　1/3　　　　　＝　　　　㎾(小数点以下切り捨て)×（5万円又は7万円）＝【蓄電池設備(事業所用)】補助対象経費の1/3と5万円/kWh×蓄電池容量のいずれか低い金額とすること。※上限額を100万円とする。補助対象経費　×　1/3　 ＝　　　　kWh(小数点以下切り捨て)×（5万円）＝【高効率空調設備(事業所用)】補助対象経費の1/2※上限額を50万円とする。【高効率照明設備(事業所用)】補助対象経費の1/2※上限額を50万円とする。なお、高圧受電設備を備え、省エネ最適化診断等を受診する場合は太陽光発電設備(事業所用)、蓄電池設備(事業所用)、高効率空調設備(事業所用)、高効率照明設備(事業所用)設置についての補助総額の上限を750万円とする。 |
|  |
| ６.太陽光発電設備設置要件確認　※太陽光発電設備を設置する場合は、記載すること。 |
| □発電量の｛　30％(住宅用)　・　50％(事業所用)　｝を自家消費可能な見込みがある。 |
| (a)発電見込み量(年) | (b)電気使用量(年) | (b)/(a) |
| kWh | kWh | ％ |
| ※付属資料として12か月分の電気使用量が確認できる書類を添付すること。 |
| 【発電見込み量計算式】3.86kWh/㎡/日　　×　0.73　×　　　　　　kW×365日×1㎾/㎡　＝　　　　　　　kWh(広島県年平均日射量)　　　（損失係数）　　（容量）　　　　　（日射強度）　　　(年間発電見込み量)  |
| 　□再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度またはFIP制度の認定を取得しない。 |
|  |